奨学金のご案内

番号	6
名 称	熊本県育英奨学生
申請資格	①生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること。
	②勉学に意欲があると認められること。
	③学資の支弁が困難であると認められること。
	④貸与した育英資金の返還が確実であると認められること。
家計の状況	各世帯の家計状況が、次のアからウのいずれかに該当すること。
	ア.申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。
	イ. 申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により市町村民税
	非課税又は減免になっている場合。
	ウ. 申請者の属する世帯の所得合計が生活保護法における基準額の2倍以下の場合。
他奨学金との	 地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与を受けていないこと。
併用	地方五六四体、五価四八、子収四八寺かり先に子真の真子を文がていないこと。
貸与金額	修学貸与 高等学校(国公立)
	【自宅通学】月額 18,000 円、13,000 円、8,000 円から一つ選択。
	【自宅外通学】月額 23,000 円、18,000 円、13,000 円から一つ選択。
	※熊本県育英資金は、その返還金が後輩の奨学金として再び活用され、後輩の修学を
	支えています。したがって、 <u>貸与終了後は必ず返還しなければなりません。</u>
貸与期間	在籍する学校の正規の修業年限の終期まで
利 子	無利子
返還期間	貸与を受けた月数の3倍の期間(例:3年間貸与を受けた場合、9年かけて返還)
返還方法	一括、月賦、年賦、半年賦、月賦・半年賦併用のいずれか

希望される方はお子様を通じて、令和6年5月8(水)まで担当にご連絡ください。